

# 議会改革検討調査会記録

1 日 時 平成30年2月20日（火曜日）

開 会 午前10時00分

閉 会 午後 0時15分

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員 13人

座 長 柞 山 数 男

副座長 江 西 照 康

委 員 久 保 大 憲

// 竹 田 勝

// 上 野 蛭

// 木 下 章 広

// 押 田 大 祐

// 高 田 真 里

// 大 島 満

// 尾 上 一 彦

// 村 石 篤

// 佐 藤 則 寿

// 赤 星 ゆかり

#### 4 欠席委員 1人

委員	村家博
( 代理出席	有澤守 )

#### 5 職務のために出席した者

##### 【議会事務局】

事務局長	中田 貴保
事務局次長	岡地 聡
庶務課長	金山 靖
議事調査課長	福原 武
議事調査課主幹	坂口 輝之
議事調査課副主幹	石黒 隆司
議事調査課主任	金井 沙織

## 6 協議結果について

### (1) 委員会資料、議会資料のインターネット公開について

(平成 29 年 10 月 24 日継続協議)

当局から提出された議案説明資料及び委員会資料については、当該委員会の議事録の参考資料として、議事録の公開にあわせてホームページへ掲載する。

### (2) 分割質問の導入について

(平成 30 年 1 月 23 日継続協議)

一般質問の方式については、現状どおりとする。

(分割質問については導入しない。ただし、質問と答弁のやり取りが、誰にとってもわかりやすくなるように、質問の内容や構成などについて、議員みずからがしっかりと精査し、質問力を高めるよう自己研鑽に努めることとする。)

### (3) 全ての会議を公開することについて

(提案の趣旨：各派代表者会議、議員協議会も含め、全ての会議を公開とする。)

現状どおりとする。(各派代表者会議を出席者以外の議員が傍聴することの可否については、別途、各派代表者会議で協議を行う。)

### (4) 各会派の質問に対する残り時間を議会だよりやHPに表示することについて

(提案の趣旨：議員 1 人当たりの質問時間が限定されている現在、定例会毎に会派の質問に対する残り時間を議会だより

やHPに表示して、一年間にどのくらい会派が残すのかを記録し、今後の質問時間の参考とする。）

現状どおりとする。（質問の残り時間の表示は行わない。）

(5) 一般質問における年間の持ち時間について

現状どおりとする。（意見の一致が見られなかったため。）

## 7 会議の概要

座長           ただいまから、議会改革検討調査会を開会いたします。

皆さん方には、事故はなかったものと思いますが、豪雪でいろいろと大変だったこととお察し申し上げます。

初めに、村家委員から、都合により欠席するとの連絡があり、本日は、有澤議員が代理出席されております。

〔傍聴の申込み（1名）について諮る  
…許可〕

〔報道機関のテレビカメラ撮影を許可〕

座長           協議に先立ち、調査会記録の署名委員に、上野委員、木下委員を指名いたします。

これより、本日の協議事項に入ります。

協議事項及び提案の趣旨は、お手元に配付のとおりであります。

きょう、皆さんに御協議いただく項目は5項目あります。1番目は「委員会資料、議会資料のインターネット公開について」、2番目は「分割質問の導入について」、3番目は「全ての会議を公開することについて」、4番目は「各会派の質問に対する残

り時間を議会だよりやホームページに表示することについて」、5番目は「一般質問における年間の持ち時間について」、この5項目について協議をさせていただきます。この協議項目については、事前に各会派へお配りしてあったと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、協議事項1番目の「委員会資料、議会資料のインターネット公開について」であります。

このことについては、昨年10月24日に開催した本調査会において、議案書、議案説明資料及び委員会資料の取扱いについて、提案の目的、市民のニーズ、当局の新たな事務的負担、公開のタイミング等を慎重に判断する必要があるとのことから、継続協議としたものであります。

この件に対する御意見があれば、お願いいたします。

上野委員

こういったタイミングで実施するのがベストなのかなど、当局側と事務局側で話し合われた結果については、どのようなになったのでしょうか。

座長

少し反復いたしますが、当時この調査会では、今言ったように、議会事務局でどうい

う作業があるのかということと、委員会資料等は当局から出しておられるものですから、当局の判断もあるだろうということで、継続協議となっていたのですね。当時、マスコミでも議長なり市長なりに取材をされて、議長は、それは当局でお決めになることだと、一方で市長は、それは議会で決めることだということでした。議会事務局で話し合われた結果ということでありましたので、事務局から説明をもらえばいいのかもしれませんが、座長として聞いている分には、議事録をつくる等々と違い、資料については、当局から提出された資料をただ提示するというだけであることから、事務局の作業としては、さほど支障はないとのことでした。繰返しになりますが、資料を出すタイミングという議論もあったかと思えます。審査もしていないのに、その前に当局側から提出された資料を出すということ、結論が出ていないのに、その資料だけを提示するのは一特に委員会資料には、かなり細かく予算のことや名称、個数などが書いてありますので、ひとり歩きしても困るという意見もあったかと思えます。では、いつの時点で出すのかということで、例えば、審査の後ではどうかと。また、審査の後だとしても、いつごろなのかということ

で、例えば、ホームページに賛否を掲載する時期であるとか、あるいは、議事録を作成した段階で出すという意見もありました。それで、賛否を掲載したときに、資料も掲載すればどうかという意見もありましたが、そもそも、委員会の議事録と一緒に当局側から提出された資料を公開することで、その委員会の議事録を読んでいるときに、どのような審査資料があったのかという形であれば、議事録の参考資料として有効に捉えてもらえるだろうという話で、議事録を出すときに、一緒に、委員会資料等も掲載してはどうかという話がありました。ここまで、前回協議時の流れを言ってきましたが、皆さんからの御意見があればお願いしたいなと思います。

村石委員

基本的には、公開をするということが大切だと思います。そして、公開する資料の中身については、例えば、今までも委員会の傍聴者には、議案説明資料を渡しているわけですから、そういう意味では、傍聴者が見ることができる議案説明資料については、今後はインターネットでも公開をしたほうが良いと思います。それでは、全部を公開するのかということになると、例えば、予算書はこんなに厚いのですよね。そういう



予算書は、公開する必要はないというぐあいに思うので、基本的には公開するということを決めて、細かいことはまた今後検討をする。少なくとも、現在、傍聴者に公開しているものについては、インターネット上にも公開していくということが必要だろうと思います。

竹田委員

座長からの経緯の説明の中にもありましたが、やはり、委員会の議事録を公開するときに、資料についても公開すればよろしいのではないかと思います。それはなぜかという、論点が多岐にわたっているときに公開をすると、さも決まったというふうに誤解をする人もいると思うからでございます。例えば、きょう、後ほどの議題にありますが、一般質問方式についての検討資料も、そういう面では委員会の資料ではありますが、これがそのまま、直ちに公開されますと、何が何だかよくわからなくなると思います。委員会の資料ということはわかるのですが、この項目にあります議会資料といえますと、非常に多岐にわたりますので、この議会資料の選択も、全てのものというのではなく、選択も考慮していかないといけないのかなと思います。

押田委員

私も、座長や竹田委員と一緒にのところがあ  
りまして、予算も入ってくるということは、  
資料には本当に生々しいものが出ている。  
それを審議前に公開することになると、そ  
れがひとり歩きして、収集がつかなくなる  
のではないかと思います。また、大衆判断  
になってしまうと、私たちの議論自身にも  
影響を及ぼす可能性があると考えるので、  
扱いにはやはり注意をしていったほうがい  
いのではないかと思います。議会での審査  
が終わったあと、議事録の公開時であれば、  
それを出してもいいのかなというふうには  
思うのですが。

赤星委員

私も村石委員と同じように、基本的にはイ  
ンターネットで公開すべきと考えます。タ  
イミングについてですが、議案概要書につ  
いては、当局のほうで、議会が始まる前か  
らインターネットで公開されているわけ  
です。その中には、条例案ですとか予算案の  
概要も載っているわけなのです。あくまで  
も議案ですよと、まだ決まっていないもの  
ですよとしっかりと断りをつけて公開をす  
る分には差し支えないと思います。各委員  
会で審査される予算案、条例案などの議案  
説明資料、また、委員会資料などについ  
ては、当局はパソコンで作成されているわけ

ですから、PDFファイルをそのままいただいで、公開をすればいいのです。タイミングについては、私もやはり、市民の皆さんが傍聴に来られたときと同じように見ていただくというタイミングで公開するのがいいと思います。今ほど、大衆判断になると、議会の、私たちの議論に影響があるとおっしゃいましたけれども、それはやはり、市民の方にも見ていただいで、意見のある人は、議員個人でも委員会に対してでも、何らかの形で意見を出していただければ、市民の立場で、なおさらいい議論ができるのではないかと思いますので、そういうふうにするべきだと思います。

佐藤委員

きょう、座長のほうから明確に話があったのかなと思った点は、先般のときにも、今、赤星委員がおっしゃったように、まず、議案概要書はもうすでに公開してあるということでした。前は、光さんからの提案も少し曖昧であったことから、座長から確認をしていただいで、議案説明資料及び議案書一先ほど、村石委員からもありましたが、議案書はその概要書が出ているので、私も公開の必要はないのかなと思っております。あとはその説明資料、いわゆる委員会資料ですね。これらの当局側からいただく資料

について議論をするというふうなことでよろしいのかと思って、きょうは参りました。あまりあちこちに議論が広がるのも一きょうはとりあえず、この1点、議案説明資料等について、いつのタイミングで公開ができるのかということに絞って、議論をするべきだという、その確認です。その上で、私は前回も、資料がひとり歩きをすることによって誤解があるといけないという議論が、合併当初等にあったというようなことも言いました。そういう中で、今ほどあったようにPDFファイルにして、ある時点でこういう状況ですよという公開もあり得るのかなとは思うのですけれども、やはり委員会の資料なので、内容が一当局は当局で、委員会でわかりやすいように作成しているものなので、ともすると少し行き過ぎた表現であるということもあるのではないかと危惧をしております。ですから、公開については、当局にも確認をしながら検討するべきではないかと前回申し上げました。そういう意味で、今の時点では当局と話を詰めたという報告はありませんので、先ほどのお話にありましたように、ある程度議論が終わった後で、こういった内容でしたよということでホームページにアップをするタイミング—それがいつなのかと言われ

れば、議論が見えるタイミングに、その委員会の議事録の添付資料として、当局からはこういった説明資料が提出されましたと掲載すると。そういうことからいうと、資料だけを先に出すよりも、議会での議論が終わってから資料についても出すということが筋なのかなというふうに考えたところであります。

尾上委員

村石委員から、傍聴者がもらえる資料なのだから公開してもいいのではないかというお話がありましたけれども、私は資料を見ながら傍聴するのと、資料だけを見るのでは、全く別なのかなという思いがありまして、資料だけを見ると勘違いをしやすいのですが、その場にいれば、今言われたように、議論の中身も確認しながらその資料を見られるので、必ずしも一緒ではないというふうに私は思います。資料だけを見てどうこうということよりも、やはり今言われたように、資料にも、どういう経緯でこういうものが出されたのかとか、ある程度のことは書いてありますけれども、やはり当局の説明に比べれば、概要しか書いてないのです。ですので、ある程度の議論の参考資料として、何かと同時に出すということが適当なのかなと、私たちの会派では考

えています。

木下委員

私は、やはり市民の方にも市政のことを理解していただきたいと思います。本会議のインターネット中継が始まって、次の3月議会からはケーブルテレビ中継も始まります。市民の方が本会議の状況を目にすることが多くなるのですよね。ただ、そのときに、言葉だけで映像を見ていても、手元に資料がなければ、なかなか理解が進まないということがあるのではないかなと思うのです。それで、タイミングに関しての1つの案なのですけれども、私たちは議案説明会のときに議案説明資料もいただきます。そのときに、もしくはそれ以降であれば公開しても大丈夫だと思いますので、なるべく早い段階でそういった資料をインターネットなどに公開して、市民の方がインターネットやケーブルテレビで本会議の中継を見るときに、資料が手元にあって見られるというふうになれば、当局としても市政の説明責任がより果たせるのだらうと思いますし、市民の方にとっても市政への理解、参加が深まってくるのではないかと思います。あと、既に今、ホームページに掲載をされている市長の提案理由説明や議案概要書についてなのですが、それだけでは知識

が足りなくて、少し理解が難しいということであれば、手間かもしれないのですが、市の当局側のほうで、それぞれの議案の意図に関して、さらに簡単な説明をつけていただければ、より理解が深まるのではないかと思います。今はまだ議論が始まったばかりですから、いろいろな考えがあると思います。全ての資料の公開などということが、いきなりでは難しいようであれば、できることから少しずつでも始めていって、考えを深めていけばいいのかなと思います。

大島委員

インターネット中継というのは、そもそも傍聴に来なくても議会の内容がわかるということが原則なので、インターネット中継もしくは録画中継に合わせて資料を提示するということが筋だと思います。その資料につきましては、「ただいま審議中」とか「未定です」と、その資料に書いてあれば、決定していないのだなということがそれなりにわかるわけなので、最低限、傍聴に来られた方が手にするものと同じものを同じ時期に提示するのがいいのではないかと考えております。

座長

少し論点を絞りたいと思います。前回議論になっていたのは、委員会資料等について

だったと思います。議案概要書については、それはそのまま掲載されているということでした。今、村石委員が言われたように、あの膨大な議案書の全てを載せるというわけには、なかなかいかないということなのです。もう一つは、当局から提出される委員会資料等についてです。前回から協議をしてきたのは、委員会資料等をホームページにいつ載せるのか。載せることはやぶさかではないけれども、いつ載せるのかということが、論点として一番絞られた点だったと思っています。それで、本会議については、皆さん御案内のとおり、初日の提案理由説明、一般質問、最終日の討論・採決という流れなのですよね。委員会資料の内容をそこで明示するような話には、本会議ではないと思います。委員会は中継していないわけですから、少し話がずれてしまうと思いますので、そのことを踏まえて議論をいただけますか。

上野委員

これに関しては、私どものほうから提案をさせていただき、今、座長から言われたように、前回から委員会資料に関して話をするというふうに私どもも認識をしています。それで、私どもとしては、委員会を傍聴される時期と同じようにと思うのです



が、プレスリリースに関しては、どの段階でこの資料が提示されているのでしょうか。

議事調査課長 議案説明資料については、議案説明会の終了後にプレスリリースとなります。

上野委員 今、説明がありましたように、既にその段階でプレスリリースされているということであれば、ある程度、公になると思われれます。プレスリリースと同時期にとは言いませんけれども、委員会の傍聴と同じ時期に公開するのが筋かなと考えております。

久保委員 私はインターネットで情報公開をするときに、気をつけなくてはならないのは、誰が説明責任を負うのかということだと思っております。議会のホームページに載せるということは、議会事務局ないし、各会派の電話番号に、市民の方からいろいろな電話がかかってくると。会派や議員に直接かかってくる分には、皆さんがおっしゃるように、市民との話になると思うのですけれども、議会開会中に、この資料を見た一般市民の方がこの内容について一審議前にですよ、当局側から提出された瞬間に公開をすると、これについてはどうなのだとか、こうなのだとかという声を議会が受けるという危険

性が私はあると思っています。議会としての公開の責任という意味では、議論の過程の中で、どういう資料をベースにこの議論がなされたのかということで、議事録の参考資料として添付をするという座長案が私は最もいいのではないかなと思います。あとは、皆さん個々にSNSであったりホームページを持っておられる方もいらっしゃるので、市民の声を受け付けたいということであれば、御自身の発信の中でされるということも1つの手ではないかと思います。議会として、インターネットに上げるというタイミングに関しては、その議論の添付資料としてであるべきだと私は思います。

佐藤委員

プレスリリース等について、多分、先輩議員はこれまでも経験があると思うのですが、議案説明会があった後に、いろいろな報道がなされて、まさにそれはこれから審議をする内容ですよというときにもかかわらず、議員にその説明責任が、議会の前にいきなり問われてしまうというような経験があります。できるだけオープンにしたいという思いは前回協議時から—これは座長も同じ思いだと思うのですが、できるだけ市民にわかりやすく議会を進めていきたいと、そういう改革を進めていき

たいという思いはみんな一緒だと思うのですね。本当に言葉は悪いかもしれませんがけれども、私は前回協議時にも発言したとおり、そこは慎重に、丁寧に考えていって、一步ずつ前進するべきではないかと思っております。当局側も議会において、市民の代表である議員に対して、より丁寧に、わかるように資料をつくって、委員会で議論をしてきたということを考えますと、やはり一つ一つその状況も一とりあえずで恐縮なのですけれども、今は議事録をホームページにアップするというところまで、こぎつけてきました。それとともに、議会では当局のこういった資料に沿って議論をしてきたという形をちゃんとあらわしていくことは、大きな一步前進ではないかと思っております、まずはそこからというのが、私どもの意見です。

村石委員

2点言いますけれども、1点目は、市民は議会がどういうことをしているのかということ、なかなかわかっていないのだということです。「議会では、何をしているのか」ということをよく聞かれるのです。そういうことから言うと、この問題は、開かれた議会ということで、議会でどういうことが議論されているのかという視点から考え

る必要があると思うのです。ですから、自分たちが当局からもらえるものをできるだけ市民にも公開する。逆に、市民からも意見をもらおう。例としては少し不適切かもしれませんが、議員報酬の月額10万円引上げのときには、案が出たときにたくさんの方の市民の方がいろいろな考えを言ってくれました。もちろん、ある程度の金額ならいいという方もおられましたが、10万円というのはないだろうということでもありました。ですから、そういう意味では……

座長 村石委員、本論に戻してください。

村石委員 何を言いたいかということ、公開をするということは、開かれた議会を示すということなのです。2つ目は上野委員の意見とよく似ています。マスコミの方は議案説明会があった翌朝に、あたかも全ての項目が決まったように報道されることがあります。それについては私も、これはあくまでも案で、決まったわけではないのだから、どこかにこれは案であるということを書いてほしいと思うことが、毎回のようにあります。何を言いたいかということ、マスコミにもう金額が出るのですよ。その金額の中身につい

て、もっと知りたいという市民にとって、議案説明資料というものは助かるわけです。項目が出て、「これはうちの地域だ」「これはうちの学校だ」というときに、もっと詳しく知りたいというときに、調べることができるのが、議案説明資料だと思いますので、ぜひ市民の皆さんに公開してほしいと思います。

赤星委員

私も、議案が発表されてから本会議が始まり、委員会で審査するまでに、全ての議案について詳細に調べられるのかというと、必ずしもそうではありません。その過程で、委員会資料をプレスリリースしているような段階で公開をすれば、それをごらんになった市民から、「ここはこうだよ」とか「こう言ってほしい」とか、そういう意見があれば、議員も議会も助かると思うのです。それを知らずに、議員だけの思い込みで質疑をして、賛否を決めてしまった後に、後から「いや、ここはこうだったんだ」と言われて、しまったと思うことが、皆さんはないでしょうか。そういうふうに、議会の審議にも、より市民の声を反映していくためにも、これは有効な手段であると思います。村石委員がおっしゃったように、より開かれた議会、市民と一緒に進める議

会ということのために、とても大事なこと  
だと思えます。

座長 意見はいいのですが、御案内のとおり、この調査会は皆さんの総意がなければ結論が出ません。全体の合意がないと、議長に報告できません。論点は今、2つあります。いわゆるプレスリリースとして、当局から資料が配られたときにインターネットでも公開するのか。それとも、議事録ができた段階で参考資料として出すのかというこの2点になってきたかと思いますが、両方で挙げた手を下ろされないとこのままということになります。

大島委員 中間の意見として、インターネット中継と同時にという、そのタイミングを先ほど…  
…

座長 インターネット中継ですか。

大島委員 委員会のインターネット中継です。

座長 議事録の公開ということでしょうか。

竹田委員 いろいろと議論があるところでございますが、委員会については、議案の段階から公

開するという事は、やはり一般市民の方にも誤解を与えますし、公開されるものに、これはまだ審議開始前だとか、そういう断書きをしなければいけないような資料の提示の仕方もいかがかと思います。私は委員会資料を出すことについて反対をしているわけでも何でもございません。言いたいの、そのタイミングでございますので、結論としては、議事録とともに出すと。とりあえずそれを第一歩にスタートしていくと。それで、資料を出して多くの意見を得たいというのは、議員個々として見れば、支持者の意見がどういうところにあるのか収集をしたい、あるいは、議員が支持者とともに議論をして、その意見を反映させたいという意向があるとすれば、久保委員がおっしゃったように、それは議員個々の責任においてやっていただければいいのではないかと、それがベターな方法ではなかろうかと、私は思います。

座長

2点あるのですが、赤星委員、村石委員はプレスリリースと同時期に、なるべく早く公開すべきという意見ですけれども、これに対して他の委員は一少し絞りながら議論をさせてもらいたいと思うので、赤星委員、村石委員の意見について、御意見をいただ

けませんか。

大島委員 プレスリリースをされると、マスコミは読者なり市民なりが一番関心を持つ目玉だけを取り上げるので、そういうフィルターにかからずに、先入観なく、議会として資料を出すということがやはり大事だと思います。そういう意味では、オープンにするということを私は主張したいと思います。

久保委員 繰返しになるのですが、議会として出すということは、その説明責任を議会が負うわけですよ。当局から出てきたものを公開するだけで、議会としてまだ何の調査もしていないなければ検討もしていない、議論もしていないものに対して、一般市民から議会事務局等に問合せがあっても、議会事務局としても議会としても何ら説明のしようがないわけです。私は議会として発信をすることと、議員個人として発信することを考えたときに一当局がホームページに資料を載せて、当局の担当課に連絡が行く分には、それは当局の話だと思いますけれども、議会として説明責任を負うことと、事前の説明資料を出すということは切って離さないといけないと思います。そのことはまず個人でやられたらいいのではないか



と私は思います。先ほどから村石委員が何か言われていますけれども、説明責任を各議員が負うのであれば、各議員が出せばいい話なので、議会として出すというところに、もう一度視点を置いていただけないかなと思います。そういった意味で私は議会としてインターネットに資料を出すのは、説明責任の範囲から言って審議の後であろうと。今の村石委員と赤星委員の思いはわかるのですが、それは議会としてやるべきことかというところに着目すると、私はそうではないと思います。

押田委員

久保委員の意見と全く同感なのですが、先ほど最初に言った、公開することによってひとり歩きするという問題はまだ解決していないと思うのですよ。ここをどうするのか。ひとり歩きするからこそ「どうなってるがけ」と市役所に問合せがある。その窓口が議会事務局になっても、市民に対して、どこどこの部局から出たものなので、私たちにわかりませんということでもいいのかということにもなりますよね。そうなってくると、私たちは何で選ばれたのかということになります。38人が議員として当選して市政を任せられた。市民の人たちと対話をしながら、議会での1票を託されたわ

けですから、そこまで開かれたというふうに一確かに開かれたように見えますけれども、私たちの責任は責任として負うべきではないかというふうにも思うのです。それは、今、久保委員が言われたように、議員個々のやり方なのです。もう1回元に戻りますけれども、ひとり歩きの可能性がある限りは、決定してからでないインターネットには出せないのではないかと思います。

#### 赤星委員

今のように決まってからでないとおっしゃいますが、市当局は、いろいろな計画やプランをパブリックコメントにかけたりするではないですか。それらは全てホームページで公開されますよね。これは素案ですよということで御意見を募集したりしているので、さっき大島委員もおっしゃいましたけれども、「これは審議中です」とか「未定稿です」というテロップなりをつけて公開をすれば、そこは何ら問題ないと思いますし、議員は選ばれたからといっても、全て白紙委任ではないと思います。議員が議会でどんな議論をしているのかということで、やはり問題ごと、その議案ごとに聞いてみないとわからない市民の御意見というものがあると思います。決まった後の説明責任ではなく、今、当局から

議会に提案された議案はこうですよということ  
で公開をすれば何ら問題はないと思いますし、  
それで問合せがくれば、これは議案ですので  
一例えば、福祉保健部に問合せますというふう  
にやっておけば何の問題もないと思うのです。

座長 今のパブリックコメントは、議会のホーム  
ページに載っているわけではございません  
よね。議案概要書についても、議会のホーム  
ページに載せているわけではなくて、当局の  
ほうで載せているのですね。赤星委員の言  
い方だと、当局で委員会資料を出してもら  
えばいいという話になるのです。

赤星委員 ひとり歩きについてです。

座長 いやいや、パブリックコメントの話まで  
されると、当局でやっておられることをな  
ぜ議会でホームページに載せなければいけ  
ないのかという今の議論には……。よろしく  
お願いします。

押田委員 今のパブリックコメントの話は、各  
部署の話になれば、ここだけの問題ではな  
く、当局の問題になり、議会改革というよ  
りも、市のほうの、当局のあり方という話  
になっ

てくるので、このパブリックコメントみたいという話であれば、ここでする議論ではないですよ。あともう一つだけ。先ほど白紙委任ではないと言われましたけれども、白紙委任という話ではなく、議員一人一人が責任を持つという話で、「あなたに全部任せた」ではなくて、何千票の投票があったことに対して、私たちは責任を持つといった意味での考え方なので、白紙委任で「あなたに任せた」という考えではないということだけ加えさせてください。

竹田委員

重複するようですが、私は今のパブリックコメントの意見というのは、すごく違和感があるのです。座長も言われましたけれども、パブリックコメントというのは、当局が広く広く、本当にクリエイティブな意見を求めるのがパブリックコメントなのです。委員会は具体的にテーマが決まっていて賛否を中心に議論をするものなので、そういうものにパブリックコメントというものはなじまないでしょう。パブリックコメントは、多様な意見を広く皆さんに求めないといけないからパブリックコメントを求めようという意思を持ってやっておられるので、ここでその議論をされると、いたずらに議論が拡散して話が混乱していくと思います。

赤星委員

誤解を招いたのは、すみません。私はそういう意味で申し上げたのではなくて、議案の段階で公開すると、ひとり歩きをしてしまうという御意見に対して、「これはまだ審議中です」とか「議案です」とか「未定です」と断った上での公開なら問題ないのではないですかという意味で申し上げたので、よろしくお願いいたします。

座長

座長から少し申し上げますが、具体的に、平成30年度の当局予算案については、予算方針を市長から説明されて、2月23日に議案説明資料が配付されます。これはまさに、当局から提案されたことの資料なのです。議決したものではありません。議会は議決する機関なのです。議決もしないで、当局から提案されたものを議会が出すということは不自然であろうと。それをするのであれば、当局がされるべきであって、その議会の役割というものをもう少し理解してほしいなと思います。資料を当局でホームページに出されるのであれば、当局で出されればよいと思います。ここで審議をしているのは、議会のホームページに載せなくてはいけないという話ですから、そのタイミングをいつにしようかということで、それは議会の審議が終わってからであろう

と。審議前に議会が責任を持つようなインターネットへの掲載というのは、議会としては不自然ですよ。そうであるならば、そもそも議会はなぜあるのでしょうか。

村石委員

座長の言うておられることに反対の意見を言いますけれども、当局は議会に対して予算案の提示をして、それを議会が承認して予算が担保されるということは、そのとおりです。今、言っているのは、あくまでも当局は議会に議案を出さなければならないということになっています。当局からいただいた議案に対して、議会として、市からこういう議案をいただきましたよということをも市民に知らせることは、何ら問題はないということなのです。あといろいろとありましたけれども、当局からいただいたことをそのまま市民に知らせるということで、議案の内容についての責任は市にあるのですよ。行政側が持つものなのです。なので、議案の内容についての問合せがある場合は、所管のところへ市民から問い合わせただけであればいいので、議会として電話を受けて、それに答える必要はないということは……

座長

では、議会で載せる必要はないでしょう。

佐藤委員

珍しく座長が、強く意見を述べられました。先ほど座長が進行の中で言われましたが、今年度の議会改革検討調査会で、ある程度議論を出し合ったテーマについて議長のほうに報告を出すというタイミングだということで、きょうはこれを協議事項として出してきたのだと思っております。はっきり言って、私はこれは次年度へ継続になったと思っておりましたので、先ほども述べましたけれども、一步前進したいという座長の思いなのかなというふうに考えて、きょうは参りました。話を戻して大変恐縮なのですけれども、この委員会資料については、一般市民に対して全て公開するものだという思いで、当局の各課がその資料を出してきているのか、それとも、あくまでも議員への資料として、文言についても理解している議員に対してだから、ある程度安心して出しているのか。申しわけないのですけれども、そういったこともあるのではないかと勝手に思って一私は古い体質なのかもしれませんけれども、これまでも自分のところに持ち帰ってきた資料について問合せがあっても、当然のことながら、議会が終わるまでは、資料に基づいて云々ということをお個人的には一切誰にもしてきませんでした。そういった経緯があるもので

すから、何でもかんでもオープンにするという意味ではなくて、皆さんも当然、少しでも市民のためにという思いでこれを検討項目として出してきていただいているので、これを何とか前へ進めたいという思いで、いろいろと自分なりに検討をしました。しかし、大変恐縮なのですけれども、やはりいろいろな議論を議会、委員会で一先ほど大島委員がおっしゃったように、委員会のインターネット中継があれば、私も当然、そのときにオープンにするべきだと思います。それでいいのであれば、今回の件については、委員会のインターネット中継をするときにやりましょうというふうに決めておけばいいのかなと思うのですけれども、一歩前進という思いで、これを協議事項にいただいた座長の思いを考えたときに、私はやはり、個人的にですけれども、譲っても、議論の内容を全てアップするときに、こういった説明資料もあったほうがいいのではないかということで、そのタイミングで市民に公開すればいいのではないかと思います。今の時点では、私はそこからはなかなか一座長は手をおろせというふうに、私に言ったのかもしれないのですけれども、今の時点ではその辺についてはなかなか納得できない部分があります。



尾上委員

当局が出してくる議案については、当局も、ある議案を提出するとき、本当にそれが有効に活用できるのか、ある程度、市場調査等々をしながら出してこられるというふうに聞いております。それは不特定多数の全員に公表しているわけではないのですけれども、必ずしも公開されていないわけではなく、ある人は議会が始まる前から、このようなことが出るということを知っている場合もあるのかもしれません。私は佐藤委員が言われたように、当局側から提出された資料を会議が終わるまで公開することについては、だめなのだろうという認識—そこそこ若いと自分では思っているのですが、そういうところは古い体質なのかもしれませんが、そういうような思いでこれまでも議員として活動してきた経緯があります。いつになるのかはわかりませんが、佐藤委員や大島委員が言われたように、もし、委員会においてもインターネット中継等々がされるようなことがあれば、先ほども申しましたように、傍聴に来て資料を見るのと同じ状況であると思いますので、そのタイミングなのかなと私も思います。

大島委員

今、議会で情報を公開することがどうかと

いうお考えがあったものですから、市民の代表たる議会に対して提示したということと同時に、マスコミにプレスリリースをする。むしろ、主役たる市民に対して、市がオープンに、公開をするということを、どうぞというふうに議会で決めるということとは可能なのでしょうかと、逆に今、座長のお考えから思っているのですが。市のほうでどうぞやってくださいよと。マスコミにプレスリリースをするのであれば、主役たる市民に対して……

座長

あえて、どうぞということではなくて、今は取材の中で当局はそのことに応じておられると思います。委員会資料として提示をしてこなかった理由はどこにあるのか、それは聞かれたらいいと思います。こちらからどうぞという必要は全くないというふうに思っております。

大島委員

市長は、議会がオーケーであればオープンにしてもいいとおっしゃっておられますので、議会としては出さないけれども、市がマスコミへのプレスリリースと同時に公開するのであれば、やぶさかではありませんということで議会として決めればいいというふうに思います。

座長 先ほどから言っているように、議会は当局から予算案等を提示されて議決をする役割にあります。ですから、議決もしていないのに、自分の仕事を放棄したかのように、その資料を公開するとか、そのことには至らないと思うのです。審議をするのに、そこまで必要ですか。自信がございませんか。

（「そういう問題ではない」と発言する者あり）

座長 そうであれば、これは当局がホームページなどに出されればいいのではないですか。

久保委員 座長が最初に言われたように、この調査会は議決をしませんので、多数決はないですから、本当であれば情報を少しでも公開していこうという方向で、議事録と合わせて委員会資料を皆さんに提示しようという案を出させていただいていたのですが、私たち会派としては、審議前のものを議会として提示をすることに対してはやはり賛同できません。これがこのまま行きますと、大変残念なのですが一私たちは委員会の議事録の公開と同時に市民の皆さんに公開をするというタイミングには賛成であったのですけれども、この調査会の形としては、こ

のまま平行線であれば成案ならずということ  
ことで、議長報告にもならないということに  
なるかと思えます。先ほどから議論を聞いて  
いても、どうもこの平行線は交わりそう  
にないので、残念な結果になるのかなとい  
うふうにしか思えないのです。ほかの協議  
項目も残っていますので、どこかで収れん  
できないのかなと思うのですが。

座長

冒頭に少し説明もしましたが、委員会資料  
を出せるとしたら、議事録の公開と同時に、  
参考資料という形で当局から提出された委  
員会資料を添付し、公開するということ  
でお諮りしたいと思えます。これに同意で  
きなければ、この案件については、現状ど  
おりということになります。よろしいで  
しょうか。

上野委員

確かに皆さんがおっしゃるとおり、今まで  
公開していなかったものを公開するとい  
うことは、大変大きなことだというふう  
に私どもも思っております。今、座長が  
言われたとおり、そのような形で決す  
るのであれば、再度、プレスリリース  
の際に当局側のほうで公開が  
できないのかということに  
関して、一言添えていただくことは  
できないのでしょうか。

座長 事務局から何か意見はありませんか。

議事調査課長 その件に関してですが、以前、継続協議となったときに当局とお話をさせていただきましたが、当局のほうではそのようなことは考えていないとのことでした。そのことを踏まえて、市長のあのような発言があったのだろうと理解しております。

村石委員 久保委員が言われるように、どこかで結論を出さないといけないので、私の案とすれば、本会議最終日、採決の終わった後に公開していただきたいと思います。採決が終われば、その議案が可決なのか否決なのかはわかるわけなので、採決後に出してください。議事録と一緒にということでは、相当遅くなるのですよ。

佐藤委員 委員会資料は説明用の資料ですよ。議案概要書はもう出ているわけなのです。採決が終わった段階では、ある意味では、万が一、1つ通らないとか、修正などがあった場合には……。代表している議案書自体はどこかでオープンになっていると思うのですが、なっていますよね。

(「なっています」と発言する者あり)

佐藤委員 資料はあくまでも資料なのです。当局が説明資料として出しているという趣旨を捉えたときに、くどいですがけれども、説明資料の扱いをどうしますかということが、今のテーマですよね。今、まとめようとしていたのに、重ねた議論になってすみません。

村石委員 要するに、なぜ採決をした後に載せてくださいと言ったかということ、皆さん方は、その議案が最終的にどうなるかわからない段階で出すということは大変問題だということをおっしゃるので、そこは中間をとって、議決をされた後には、議案ごとにどこの会派が賛成したかとか反対したかとかもホームページに載るわけです。予算の場合は一括ですけれども。そういうような経過で、議会として責任を持って採決した中身が、実はこういう説明でしたよと。議案説明資料には結構詳しい内容が書いてあるのです。知りたい情報を市民が得られるわけです。ですから、採決後、議案説明資料を公開してほしいと。これが中間をとった案ではないかということで、ぜひ座長に諮っていただきたいのです。

座長 中間ですとか、途中という話はないようにしてください。

江西委員

村石委員が言われる意味などは、当然、みなさんも理解した上で言っているのですけれども、私が見ていて、久保委員や竹田委員が言った話というのは、議事録とともに出すことが市民にとって一番わかりやすいから、それを提案しているのであって、誰かが言ったからといってその妥協案を出しているとか、決してそういう意見ではないと思うのです。何が市民にとって一番わかりやすいのかという点について議論をするべきであって、誰かの意見があってその中間をとってとか、市長が言っている—私たちは市長の部下でも何でもないので、市民に対してどうすればわかりやすいのかということに対しての議論をして、これがまとまらないようでしたら、考え方が圧倒的に違うということですから、私は座長に決断をしていただくべきかと思います。

赤星委員

今のところ、公開する方向では、みんな一致しているのですよね。それで、タイミングがどうかということで、座長の案は議事録とともにということですが、やはり2つの議論の中で意見が分かれた点については、折り合うのであれば、私もさっき、村石委員と同じように議決した段階で公開をしてほしいと言おうと思ったのです。な

ので、中間はなしと、そういうふうに、ばすっと排除しないでいただきたいのです。

座長 中間はなしでと言ったのは、意味を捉えてほしいということで、中身の話なのです。

久保委員 今、議事録の公開時に資料を出すことに反対する人は、多分どなたもいないのだと思います。その上で、議決した段階で資料を出すことについては、意見が割れているのだらうと思うのです。村石委員が言われたようなタイミングで出すことについては、意見が分かれていますので、ここについては成案にはならないのではないかと思います。このほかに、たくさんの検討項目がありますので、決をとるのはおかしいのですけれども、議事録の公開時に公開をすることについて総意がとれるのかと、それ以外について総意がとれるのかどうかを確認していただいて、とれたものについては議長にぜひ報告をいただきたいと思います。

座長 よろしいでしょうか。採決はとりませんが、皆さんの意見を聞いていて、8割方まで来ていますけれども、あと2割が足りないということでもあります。再度、提案させてもらいますけれども、議事録とともに参考資



料として委員会資料を掲載することについて、座長としてはそう願いたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

村石委員 1点だけ事務局に確認したいのですが、委員会終了後、委員会の議事録がインターネットに掲載されるのは、どのくらいの期間をめぐりに作成しているのでしょうか。

議事調査課長 委員会のボリュームにもよりますが、大体2カ月から3カ月後で、多くなりますと次の定例会前になります。

村石委員 わかりました。

赤星委員 委員会記録が出るまでの期間というものが結構長くなりますので、私はできるだけ早くという思いはあるのですが、会議録が公開されるときに資料が公開されているほうがいいので一いいのでというよりも、当たり前だと思っています。そのことには、反対ではありません。今後、時期についてはさらに検討の議論を続けていただきたいと思いますというふうに思います。

座長                    それでは、まとめさせていただきますが、当局から提出された委員会資料のインターネットへの掲載については、当該委員会の議事録が掲載されると同時に、参考資料として掲載するということがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長                    それではそのように、議長へ報告させていただきます。長時間ありがとうございました。

次に、協議事項2番目の「分割質問の導入について」であります。

このことについては、資料として配付しております「一般質問方式についての検討資料」に事務局でいろいろなパターンを参考に挙げてもらいました。事前に各会派で資料についての説明は聞いておられるかと思えます。このことについて、それぞれの御意見を伺いたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

村石委員              会派で検討した結果は「分割質問・分割答弁B」で、質問方法については、第2項目からは、一問一答席で質問してはどうかというのが、社民党会派としての考えです。

赤星委員　私は、本来は一問一答方式が一番いいと思っているのですが、一括質問一括答弁方式を望まれる議員がよりやりやすい方法、より質問の目的を果たしやすいような方法で分割質問を導入したいということであれば、全く反対するものではありません。どの方式がいいかということについては、議論をした上でと思っております。

大島委員　現行どおりがいいと思います。会派　誠政さんが提案者ですので、誠政さんのお考えを先にお聞かせいただければと思います。

尾上委員　前回の本調査会の際にも言いましたが、やはり一問一答方式と分割質問は違うと思っていますし、一括質問一括答弁方式はさらに違うと思っております。質問したことへの答弁のわかりやすさということで、この分割質問というものを提案させていただきました。分割質問ということになりますと、先日も言いましたが、県の分割質問を見ていますと、何だか出入りが一県議会には一問一答席がないので、非常に出入りに時間がかかっています。富山市議会のように質問の時間に答弁の時間を含めるようなやり方ですと、それが無駄な時間になると思いますので、我々は、1つ目の大項目

は演壇で質問して、その後は一問一答席に座って、そこで次からの質問をするというのではどうかというふうに一この資料の中には、自席でというふうに書いてあるのですが、大まかに言いますと「分割質問・分割答弁B」ということになりますか、これが時間的なロスなども少なくないのかなと考えております。

佐藤委員

前回、選択肢の中にはあってもいいのかなというふうに思っておりましたが、最終的には、個人的にイメージができないということで保留ということをおっしゃっていただきました。改めて、事務局に作成していただいたこの資料を見ましても、特に二重丸という評価—この評価への賛否については何とも言いませんけれども、事務局として客観的に二重丸ではなくマル、三角という表記をされていることを見ましても—あえて言えば、この表の下に中核市では、大津市さんと大分市さんの2市が、この分割質問を取り入れていると記載されています。この表からしてみても、私どもの会派としては、先ほど赤星委員がおっしゃったように、あえてつくるとすれば、大津市さんのような形態でしか……。やはり、県議会の場合は、一々自席に戻っていると。私どもは幸

いにも一問一答席を設けていますので、あまり奥の自席まで戻ってやるというイメージはできませんが、分割質問をやる方向で話を詰めていくときには、大津市さんのような形であれば、多少なりとも見栄えであるとかわかりやすさ、効率性を考えても、できなくはないのかなというふうに思います。そういう具体のイメージができたという意味で、あえて選択肢をもう1つ設けるということになれば、3つ目の選択肢を設けてもいいのかなということが、私どもの会派としての結論であります。いずれにしても、わかりやすくという意味では、もっと調査・研究を引き続きやるべきかなということも、一方では思っております。

上野委員

私どもの会派としても、先だっでの検討事項で残った項目でしたので、事務局の資料に基づいて話をさせていただきました。それで、もし実施するとすれば、「分割質問・分割答弁B」が、この中ではよいのではないかと。その中でも、さらに効率性をということであれば、佐藤委員や村石委員もおっしゃいましたが、大津市議会のような形が一番望ましいのかなというふうに思いました。ただし、佐藤委員がおっしゃったように、本当に3つ目の方法として、こ

れを設ける必要性があるのかどうかということについては、まだ結論は出しにくいのかなと思いました。

木下委員

私も事務局からいただいた資料を見ていたのですけれども、現行の形でもできるのではないかと考えております。分割質問・分割答弁方式を取り入れるのかということに関しては、もう少し考えを深めたいなと思っているところです。

有澤議員

私ども自民党会派での結論を申し上げますと、現状維持として、分割質問の導入については見送るという結論に達しました。もちろん、この議会改革検討調査会のメンバーだけではなくて、自民党会派の各議員から意見を聞きましたところ、さまざまな意見があったことは事実でございます。現行の一括質問一括答弁方式では、市民の皆さんにとってわかりづらい面があるのではないかという点で懸念があるところでございます。こうした中、来る3月定例会からは、ケーブルテレビでの議会中継も実施されます。傍聴においでになる皆様や、ケーブルテレビあるいはインターネット中継をごらんになる皆様にとりましても、質問と答弁のやり取りがわかりやすくなるように、そ

してまた、わかりづらいといった声が少しでも少なくなるように、私どもの会派としては、質問の内容や構成などについて議員みずからがしっかりと精査をして、質問の質を高めるということが非常に重要であると、自己研鑽に努めることが何よりも重要であるということになったところであります。質問者はやはり簡潔明瞭に、そして、傍聴者も含めて誰もが質問の中身を理解できるような聞き方をするということが非常に大事だと、このように思っております。現状では何の違和感も覚えませんので、我が会派といたしましては現状どおりとし、分割質問の導入については見送るという結論に達しました。

座長

事務局にいろいろな提案をいただいたのですが、私もこれでなければというインパクトは感じられませんでした。先ほど佐藤委員もおっしゃったとおり、県議会のことが随分と頭に残っているものですから、今の現状として、分割質問で何かこれというものがあればという感じなのですが。自民党会派でも有澤議員がおっしゃったとおり、いろいろな意見があったのですが、改善策については皆さんそれぞれが研鑽を積んでいただかなくてははいけない。やはり質問者

として、傍聴者あるいは当局に対しても、何が聞きたくて何を答弁してほしいのかという意図をはっきりしていくような形に議員個々が努力をしていくということが、一方ではあると思います。今ほど有澤議員から言われたように、現状どおりでまとめたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長

それでは、そのように決定いたします。  
次に、協議事項3番目の「全ての会議を公開することについて」であります。  
提案者である赤星委員から少し意見を願います。

赤星委員

この間、随分と公開を進めてきた富山市議会ですけれども、以前は各派代表者会議については全くの非公開で、マスコミも入れませんでした。これが原則公開となりましたが、一般市民の傍聴はできません。また、代表者以外の議員が傍聴することもできない会議となっております。これをほかの会議と同じように、委員外議員も一般市民も傍聴ができるようにしていくべきだと思うのです。それと、今、各派代表者会議では、予算案や人事案については非公開でやりま



すということが、当たり前のようになっているのですが、なぜ予算案だと非公開なのか。議会の審議は、予算案を公開して審議するわけですから、いつも少し変だなと思っていたのです。例えば先日の、新年度の議会予算について話し合った部分は非公開でした。あの中には非常に重要な議論があったと思うのです。これはぜひ公開をして、市民の皆さんにもマスコミを通じて知っていただきたいなという内容があったのです。それは1つの例として、議員協議会—最近では全員協議会はあまり開催されていませんけれども、例えば議案説明会なども含めて、全て公開とすることを原則としていくべきではないかと思うので、提案をさせていただきました。

大島委員

各派代表者会議につきましては、委員外議員といえますか、代表者以外の方も入れるようにしていただければと思います。一人会派の私が言うのも何なのですが、各派の代表者というのは普通に考えると1人だと思っているのですが、いろいろな事情があって今の人数構成になっていると思うので、その辺も含めて、委員外議員の傍聴を認めていただきたいのです。

村石委員 大島委員と同じ意見です。各派代表者会議はマスコミの方は傍聴できるのに、委員外の議員が傍聴できないということについては合理的な理由がないと思います。あと、赤星委員からありました、予算の関係とか人事の問題については、いろいろな考えがあるのかもしれませんが、現行どおりでいいというふうに思います。やはり予算は、市の予算として全部一括して出されればいいわけで、その部分だけが先にマスコミに出るということもどうかなと思うので、それは現行どおりでいいというぐあいに思います。

木下委員 私も原則公開にするのがよいと考えます。共産党さんからの提案にありました各派代表者会議について、これはマスメディアの方が入れるのにということもありますので、私たち代表者ではない議員も傍聴できるようにしていただきたいですし、議員協議会もそのようにしていただきたいと思います。会議の内容上、公開することがふさわしくないと考えられる場合は、理由を説明した上で非公開にすればいいだけだと思いますので、原則公開という形で話を進めていていただきたいなと思います。

竹田委員 公開という意味が少しわかりにくかったのですが、議員の皆さんに公開するということで、市民の皆さんにとは言っていないのですね。どういう意味でしょうか。

赤星委員 各派代表者会議は、今、マスコミは入れますけれども、代表者以外の議員と一般市民の傍聴はできないようになっているのです。これを両方できるようにしてほしいと、市民にも公開するべきだということです。

座長 ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

座長 委員外議員の話は、少し角度が違うのかなと思っていますが、各派代表者会議ですから、それこそ議員の傍聴は……。一般傍聴はどうでしたか。

（「両方ともだめです」と発言する者あり）

座長 両方ともだめですね。委員外議員という言い方はどうなのでしょう。

赤星委員 今、この議会改革検討調査会は議員の方々

が傍聴できますよね。こういうふうなことも、現在、各派代表者会議ではできないのです。

座長 議員も普通の傍聴ですから、委員外議員という言い方はしないと思いますが。

赤星委員 これは任意の会議ですけれども、委員会で、ここに座っている委員である議員以外は、委員外議員と言うてはないですか。ですから、各派代表者会議では、代表者として出てきている議員以外の議員さんという意味で言っています。

佐藤委員 全ての会議を公開することについてというテーマは、きょう、この議会改革検討調査会で初めて協議をするわけです。今、提案者である赤星委員の意見を聞きましたが、私どもとしましては、このテーマの全てオープンにという意味が漠然としていてわからないというところがありました。それぞれの具体的な論点がいま一つ見えなかったと同時に、抽象的で恐縮ですけれども、市民に議会を理解していただくというトーンからすると、現行の取扱いでどこが不都合なのかということがもう少し明確にならないと、議会の運営上、代表者の会議でそれ

なりにやっていくということも必要だろうというふうに思いますし、何でもかんでもオープンにすればよいということではないということも、現実にはあります。そこら辺の論点をもう少し明確にさせていただければと思うのですが、座長、いかがでしょうか。

座長

これまで、公開については、議事録も含めて随分と進んだと思います。各派代表者会議については、人事に関することや予算に関することは非公開という扱いになっています。出席者以外の議員の傍聴については、その考え方を、今、初めて聞きましたけれども、私もどう整理をすればいいのかよくわからないのです。一方で、議案説明会は聞きおく程度ですから、一般への公開に値するのかということもありますし、これまでの経過から、私の中では、全ての会議について公開できるもの、公開するべきものについては公開していると認識しているのですが。

竹田委員

私も全く同感でございます。全てということで、このようなときにそういうタイトルで出てくるのもどうなのかなと思うのと、先ほど木下委員がおっしゃった、都合の悪い

ものは非公開にすればいいのではないかということについては、私はそういうものではないと思うのです。やはり、全ての会議を公開するということですから、人事案件だとかいろいろな物事—現在、公開すべきものは公開していますし、具体的にどういうものに……。各派代表者会議においても議題によっては公開してもいいものもあるかもしれません。しかしながら、中には公開してはまずいもの、そしてその裏に潜む大事なことは、やはり本音の議論を一人間、どれだけ本音で話をしましようと言ったとしても、本音で話ができる場と、そうではない場と、やはり人は自然のままに峻別しているはずなのです。全ての会議を公開するということが、必ずしも生産性及び—全ての会議ということについてはです。私は、今よりも公開度は高めたほうが良いとは思いますが、市民が全ての会議を公開するということを本当に望んでいるのかどうか。そのことについて、皆さんからも意見を伺いたいのですが、何かオール・オア・ナッシングのような、そんな物事の提案の仕方というのは、よろしくないのではないかと思います。これは私の意見です。

久保委員

事務局に確認をしたいのですが、常任委員

会や特別委員会、議会改革検討調査会など、こういったものは議会として正式に設置しているもので、こういった形で傍聴もできればマスコミの方も入られます。各派代表者会議というのは、議会の中で正式に議決であったり何かを検討するという事で設置をされている会議という認識でよいのでしょうか。例えば、私は会派の役員会に出席はしません。ただ、役員会の前に役員の皆さんといろいろな意見交換をするわけです。では、会派の役員会を公開するのかというと、公開にはしないわけです。それは会派の中での正式な議決機関でも何でもないからだと思います。この各派代表者会議の位置づけというものは、ほかの常任委員会ですとか検討会や調査会などと同等の位置づけの会議なのかどうなのか、その1点をお聞かせください。

議事調査課長 各派代表者会議等は、地方自治法第100条第12項に規定されている「協議又は調整を行う場」として定められております。したがって、議会の中の公務という取扱いになっております。

（「詳しくは申合せ事項にあるのですよね」と発言する者あり）

議事調査課長 申合せ事項といえますか、富山市議会会議規則第110条で協議又は調整を行うための場を設けており、その別表の中に、各派代表者会議、それからこの議会改革検討調査会も位置づけられておりますので、公務であるという位置づけでございます。

久保委員 全てを公開というようなことは、言葉としては少し乱暴ですが、公務ということであれば、やはり議会として、各派代表者会議の公開の範囲を、例えば議員まで広げる、一般の市民にまで広げるという議論は、この先当然必要になってくるのかなと。ただ、この提案のように全て的这种なものになってきますと、個々の詳細な話がありますので、現時点では賛同もしづらいですし、この場で議論をしても結論は出てこないのかなというふうに思います。

木下委員 今、現状においても、各派代表者会議にはマスメディアの方が入っているということで、マスメディアの方を通じて市民の方たちには内容が伝わっているということですね。そこに議員が傍聴に入ってはいけない理由は何なのだろうと私は思います。そのようなことは、代表者が会議から帰ってきてから聞けばいいのではないのかと言われ



るかもしれませんがけれども、その場に居合わせないとつかめないニュアンスとか、いろいろとあると思うのですよ。ですから、そういった意味でも、その現場に行って一次情報をつかんだほうが、よりよい情報をしっかりと入手できると思います。今は各派代表者会議に限って話しますけれども、原則として議員も傍聴できるようにしてほしいですし、市民も、メディアが入っている以上、入ってもいいものだと考えます。ただし、何でもかんでもということではないと思いますので、個別具体的な内容で、公開がふさわしくないとか、そういうことがあれば、個別にここは非公開でやりますよということでもいいと思うのです。私の考えは以上です。

尾上委員

今ほども御意見がありましたし、大島委員も言われましたが、私は各派代表者会議には、各会派から1人以上が出席しているのに、なぜ傍聴をする必要があるのかと思うのです。議会運営員委員会に出ていると思うのですが、これは常任委員会などとは全く別なのです。常任委員会を傍聴するのと、各派代表者会議を傍聴するのは一したければすればいいとは思いますが、なぜしなければいけないのかなと。議会運営委

員会には私も出席しますが、議運にもたくさんの方が傍聴に来ておられます。そういう人には失礼なのですから、どうしてなのかなと思いながら私は見ておりました。議員に対して公開すること自体、私は悪いことだとは思いませんけれども、そこまで言う必要性は何なのかなと。先ほど大島委員は会派を組んでいるけれどもどうのこうのと言われました。会派の事情でいろいろあるのかもしれませんが、それは少し違うのかなというふうに思います。私は公開を否定しているわけでは全くないのですが、公開をしないといけない理由として述べておられることに、少し疑問を感じています。どこまで公開をするのかということは、非常に難しい問題ではあると思いますが、何でもかんでもということではないのかなと私も思っております。

上野委員

今の主な論点は、各派代表者会議に代表者以外の議員が傍聴できるかどうかということですが、私どもの会派としても、それに関しては特段否定する必要性もないのかなというふうには感じています。ただ、そのほかのことに関して、全てを公開となると、先ほどの1番目の協議項目にもありましたように、まずは公開する時期などのタイミ

ングを話し合わないといけないようなものであれば、すぐに公開できるものではないと思いますし、ここですぐに決められる内容ではないのかなというふうに考えています。

大島委員 全ての会議を公開するということは現実的ではないですし、一般市民の傍聴は必要性がないこともないのですが、そこまで決定することは難しいので、尾上委員も否定しないとおっしゃっておられますように、各派代表者会議を代表者以外の議員が傍聴してもいいのではないかということについて、座長にお諮りいただきたいのですが。

座長 この協議事項については、全ての会議を公開することについてということであります。今、聞いておりますと、全てというのは少し乱暴な言い方で、これには同意できないということですが、個別にいろいろと一赤星委員からもありましたが、各派代表者会議の話に論点が集中しておりますけれども、これについて、きょうは結論が出ないと思います。少なくとも、各派代表者会議は議長が招集するものですから、これは議長が決められるか、各派代表者会議に参加されておられる各会派の代表者が代表者会議で

諮る一意見を持っておられる方は各派代表者会議で意見として提案してください。議会改革検討調査会に提案をされたのは、全ての会議を公開するということについてでありますので、これについては、皆さんの意見を聞いていると同意はできないということでもありますので、現状維持ということにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

赤星委員 私どもが提出した検討事項のタイトルが、「全ての」というふうになっていきますので、これについては表現が不十分だったかもしれません。提案のタイトルがそうであったとしても、今、皆さんの御意見で、各派代表者会議については代表者以外の議員に公開するべきだという一致点を見たのではないかと思います。

座長 必要なかという意見もありましたが。

赤星委員 その一部分だけでも前進したということで、何かまとめていただけないものかなと。

座長 今の赤星委員の発言に対しての御意見はございますか。

佐藤委員 今ほど赤星委員からお話がありましたので、

これで少しすっきりしました。全ての会議を公開するという点については、先ほど座長がおっしゃったように、なかなか賛同できないということです。このテーマの中の具体的な内容として、提案者としてあえて言えば、各派代表者会議のあり方についてということが今回の論点だということでした。その点についても、先ほど座長が結論として言っていただいたように、この場においては、それに対しての意見を持ち合わせてこなかったのが、大変恐縮なのですけれども、こういう話があったということは私も会派に持ち帰ります。そして、その具体的なテーマについての審議は各派代表者会議できちんとやるということで、きょうは持ち帰ることしかできないのかなと思っていますので、座長案に賛成をいたしたいと思います。

竹田委員

検討事項の内容が、各派代表者会議への代表者以外の議員の傍聴を認めるかどうかというぐあいには変わっていると理解しております。くぎを刺すようですが、最初、私が質問をしたときに、公開をするということは、市民にも公開をするというような言い方がありましたけれども、それはしないということで、各派代表者会議への一般傍聴

はないということを確認しておかないといけないと思います。

座長 それぞれ御意見ですので。  
ほかにありませんか。いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

座長 きょうは皆さんからの意見がそれぞれありまして、佐藤委員のほうからありましたように、この案件については各派代表者会議で協議していただくということでもあります。全ての会議を公開することについては成案を見ませんので、現状どおりということでもとめさせていただきたいと思います。また、機会があれば各派代表者会議の場で、御意見のある方は、そのように述べていただければいいかと思っております。以上、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長 それでは、そのように決定いたします。  
次に協議項目の4番目「各会派の質問に対する残り時間を議会だよりやホームページに表示することについて」であります。  
これは、フォーラム38さんから出ている

ものですが、何か御意見はございますか。

大島委員 議会改革検討調査会の検討事項に書かれているとおりでございます。

座長 どのようなことを意図しておられるのですか。

大島委員 参考にとということです。

座長 参考程度なのですか。

大島委員 はい。

座長 それでは、特に議論をすることはないのでしょうか。皆さんの意見をお聞きしたいと思いますが、残時間を表示せよということについて、御意見はありますか。

佐藤委員 少なくともこの1年間の状況を見て、大島委員なりに残時間を残している会派—大体もう自民党さん以外はほとんどゼロですっときていると思うのですが、大島委員は、この議会に参加されてから、その実態をあまり掌握されていないということなのではないでしょうか。

大島委員

掌握はしております。皆さんが随分と有効に質問時間をお使いだということはわかるのですが、会派の中の議員間で質問時間をやり取りしているということもあって、消化をしていらっしゃるということもあります。ただ、私にとっては、4定例会で質問をする場合には30分ずつに限られるものですから、ある程度質問時間をお取りになられて残された方ですとか、質問時間を気にして、少し緩やかな質問をされることに対しての気持ちというものが、あくまであります。そのことも含めてですが、1人当たり1年間に120分が割当てられた質問時間に対して、参考としてどのくらい使っているのか、皆さんがお知りになるということは、いいことではないかなというふうに思っています。

久保委員

まず、どれくらい使ったのかをお知りになったほうがいいのではないかとということと、残時間をホームページに載せるということは、全く意図が違うのではないかなということがあります。また、自民党は所属議員の人数が大変多くて、年度初めには大変多くの時間数を持っております。この残時間だけを表記すると、一般の市民の方々に、自民党はこんなに多くの時間を残している



のだというような印象を与えかねません。私たちは年に4回の定例会の中で、バランスよく質問時間を使うということ、22人という大会派の中で、質問項目等を精査しながらやっているわけです。この残時間がどれだけあるのかということを示すという、そもそもの趣旨、意図がわからないのです。これを、各自が参考のために持ちたいということでしたらわかるのですが、市民の方に残時間を示したいということに関しては、私はあまりポジティブなイメージがなくて、何かネガティブなイメージを感じざるを得ないのです。それであるならば、いかに各議員、各会派がどれくらいの時間、各定例会で質問したのかということであれば、まだ、ポジティブなのかなと思うのですけれども、この残時間を表示するという提案については解せないというか、趣旨を理解できないというのが、私の意見です。

押田委員

私も久保委員と一緒に意見なのですが、要は、使っている会派が、私たちはこれだけ質問していますよ、自民党さんはこれだけ時間を残していますよということオープンにしないでというネガティブキャンペーンに聞こえます。それを見て、市民がどう

思うのか。また、それを見せることによって、議会は何をやっているのかという批判のそしりを逆に受けそうな気がするのですが、いかがでしょうか。

尾上委員 一番最初に大島委員が参考のためにと言われましたが、大島委員の中でも、この提案についてあまり重要視されていないのであれば、その必要は全くないと私は思います。これを議会だよりやホームページに載せたからといって、何か市民にプラスになるかどうか。そのようなことを載せるスペースがあるのなら、違うことに使ったほうがいいのではないかと、私は思います。

赤星委員 私は会派ごとの持ち時間制ということについては、基本的に反対の立場ですが、現時点で、そういう会派の持ち時間制ということにしている限り、ありのままにお知らせするということは、当然だと思うのです。選挙のときには、市民の皆さんは議員個人個人に票を投じるわけで、会派に投じているわけではありません。ですから、一番大きな会派といいましても……

座長 赤星委員、残時間の表示ということについての御意見をお願いします。

赤星委員            ですから、ありのままに公開して、お知らせするという事は当然だと思いますので、賛成です。

村石委員            会派の持ち時間、使用時間、残時間ということで、1年間でトータルして1回出せばいいと思います。私も会派での持ち時間ということについては異論があるのですが、この項目についてだけで言いますと、各会派の持ち時間、使用時間、残時間を年に1回、市民に知らせるほうがいいと思います。

高田委員            私も最初にこの提案がフォーラム38さんから出たときに、これをすることによって、何の議会改革が進むのかなという疑問が湧きました。先ほど久保委員が言われたとおり、載せるにしても、これだけやっていますよというプラスの方向で出すのであればまだしも、私どもの22名という大きな会派の場合、最初の6月議会が終わった時点で、質問時間数がこんなにたくさん残っていますという印象を与えるような公表の仕方ということはすごく疑問に思ったので、これについては、私は特に出す必要もないのかなと思います。誰がどれだけ、どんな質問をしているのかということは、毎回、議会だよりに出ているわけなので、重要性

をそんなに感じないという意見であります。

木下委員

今の現状の議会だよりには、顔写真やどんな項目を質問したかは載っているのですが、今回、何分間で質問をしたのかということは載っていないのです。大島委員の提案をもとに、今、村石委員がおっしゃった、1年間トータルして、誰がどの議会で何分間質問をしたのか。私もこの4番目の項目に関しては、5番目の一般質問のあり方と絡めて話をするのが本当はいいと思っているのですが、村石委員がさらに深めて言われたように、どの議員がどれだけ質問をしたのかを表示する。現状のことで言わせていただくと、会派という単位で、年間で何分という形になっていますので、質問時間がどれだけ残っているのかということは、これは別に隠す理由もなく、調べればわかることです。ですから、ありのまま表示することに関して、私は疑問がありません。

上野委員

今、話をしなければならぬのは、これを議会だよりやホームページに載せるのか、載せないのかということについてだと思っておりますけれども、仮に載せるのであれば、どういう載せ方であればポジティブになるのかなということが少しわからないのです。

なので、私どもの会派としても、これをする  
ことで議会改革につながる一確かに、ど  
れだけの質問時間を選択して質問をしたの  
かということはわかると思いますから、も  
し仮に載せるのであれば、残時間ではなく  
て、どれだけの質問時間を取って、なおか  
つどういった項目で質問をしたのかといっ  
た載せ方のほうが、まだよいのではないか  
といったことを話していました。

竹田委員

私は、この議論は、そんなに大きな課題に  
なるような議論ではないと思うのです。こ  
れをどんどん突き詰めたら、単に物理的な  
時間数ではなくて、質問の内容や程度、あ  
るいは、どういう深さで質問したのか、ど  
んどん突き詰めると、ここまでいってしま  
いますよ。ですから、この程度でやめたい  
のですが、いずれにしても、質問時間とい  
うのは個々の議員の責任において、そして、  
会派の責任においてやっているわけですか  
ら、私たち議員がここまで表示をして、ど  
う言うのでしょうか、市民の皆さんから活  
動記録のように見られたり、そのようなこ  
とというのは、果たしてなじむのか。ある  
いは、我々は選ばれた議員として、そこま  
で考えてしないといけないのかという疑問  
を持ちます。

佐藤委員 私も今の竹田委員、上野委員の意見と全く同感でございます、議会改革として、質問の残り時間の表記をあえてしなくてはいけないかということについては、その必要性はないという、現行どおりという思いであります。

座長 有澤議員から何かありますか。

有澤議員 必要はありません。

座長 それでは、必要がないという意見もありましたので、現状どおりということでまとめさせていただきます。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

座長 最後になりましたが、1年後に検証が必要な項目として継続としておりました、5番目の協議事項「一般質問における年間の持ち時間について」です。これについては、内容等が日本共産党さんと光さんの二段に分けて記載されております。継続分でもありますので、日本共産党さんからもう一度、趣旨について説明をいただけますか。

赤星委員 現行の会派持ち時間制で、議員1人当たり

答弁を含めて120分という一般質問の年間持ち時間制については見直すべきだと思います。どの議員に対しても、質問を希望する議員に対して、毎回、答弁を含めて60分までは質問時間を保証するべきだというふうに考えています。これと関連して、議案の質疑はやはり別にしないと、十分な一般質問ができないという問題も同時に考えていただきたいと思います。今ほど、残時間の問題がありましたが、このこととも深く関わっています。例えば2人以下の会派では、30分ずつしか定例会ごとに質問できませんけれども、大会派の議員は、ほかの議員の時間をいただいて60分で質問できたり、45分で質問できたりしています。そうしますと、市民から見たときに、「あなた方は、どうして毎回30分しか質問しないの」とか、「どうしてこっちの議員は、毎回1時間やっておられるの」とか、そういうふうに映ってきますから、そこでやはり「いや、今、質問時間は会派の持ち時間にしていて、残り時間がこれだけあって」ということを公開しないと、どういうルールによって質問時間が決まっているのか、そういうことが御理解いただけないと思うのですね。そういった意味も含めて、先ほどは公開すべきだと申し上げました。

大会派の議員の方は、大抵1回につき60分とか45分を選択して質問されるわけですが、それはなぜかという、やっぱり自分が一般質問で取り上げたい問題を、当局との議論の中で深めたりしながら十分に質問の目的を果たしたいというお気持ちがあるからだと思うのです。そのことは、議員一人一人が対等、平等であるべきだと考えますので、やはり提案しているように、見直しをしてほしいと改めて申し上げたいと思います。

上野委員

まず、最初に提案をさせていただいたときには、議員1人当たり年間60分という形になっていたのですが、趣旨としては、今、現状としては一般質問に議案の質疑を含めた形で行われておりますので、それを定例会ごとに60分に拡充するという趣旨で提案しております。継続審議ですので、皆さん御存じだと思います。今ほど赤星委員がおっしゃった意見と少し似通ってくると思うのですが、現状として富山市議会では、一般質問と議案の質疑が同時に行えるような運営を行っています。その中で、年間を通して120分という持ち時間ですと、議案の質疑が十分に行えない、あるいは、一般質問が十分に行えないといったことも、



中には発生してくると思います。そういった意味で定例会ごとに1人当たり60分といった形で質問時間を付与していただければというふうに思うのです。ただし、一番危惧するところは、議会運営上であつたり、当局側との兼合い等々が出てくると思いますので、自分自身で提案させていただいた内容ではございますが、定例会ごとに1人当たり60分という持ち時間が本当に妥当なのかということについては、再度、検討をしていただきたいと思いますと思っております。

村石委員

会派で議論をした結論から先に申し上げますと、一般質問の質問時間は、個人の持ち時間とすべきということと、1定例会当たり45分を基準として、4倍すると180分ということになりますので、年間で180分にすることです。赤星委員からもありましたように、今のように入派の持ち時間とすると、やはり議員個人個人に対する格差が出てきます。少し調べてみましたが、今までの延べ人数で、60分を選択した議員が25人、45分を選択した議員が19人、30分を選択した議員が33人となっています。そして、年間で120分を超えた議員は7人いらっしゃいます。120分を超えている人はみんな……

（「それはいつのことを言っておられるのですか」と発言する者あり）

村石委員

平成29年6月から12月までで、120分を超えている議員が7人いるということなのです。会派に振り分けることによって、議員間の格差が生じているというわけなので、先ほど言った結論が、我が会派の考えです。

久保委員

私が少し疑問なのは、大会派、大会派と言われますが、私たちは質問が会派の中でかぶらないように、質問項目を整理しているわけです。少数会派の方々は、たくさん会派が増えれば増えるほど、同じような質問項目が上がっていたり、調査に対しても、当局が煩雑になって一当局側の話はいいのですけれども、私たちはそういうふうに、誰がどういうふうに質問をするか、2人が同じような疑問を持っていた場合には、時間をシェアしながら、片方が会派を代表して質問をするというやり方をしています。そもそも、大会派がどうだとか、少数会派がどうだとかいうことについては、諸派というものを組んで、質問時間を諸派としてシェアするだとか、もしくはその中で質問項目をお互いに精査をして、質問項目を整

理することで、個々の議員の質問項目がかぶらないように一般質問をやっていくことは、もちろん可能なのだと思います。ただ、少数会派の方々は、自分たちの会派としての思いがあって、趣旨があって、諸派を組まずにそういう質問形態を取られているということで、よしあしは当然、少数会派のいい部分と、大会派のいい部分が両方あるわけですから、今のような議論のときに、大会派だけを指して議論をしていくことは違うと思います。大会派においては、そういった質問時間よりも先に会派としてテーマを整理しているという、そういう努力の中で質問をしているということも、しっかりと御理解をいただいて、議論をしていただかないといけないのではないかなと。ですから私は現行どおりで、会派に与えられるものでいいと思いますし、この議論については、現状どおりという結論しかないと思います。

江西委員

私は自分の会派の政調会の仕事をしておりまして、質問の取りまとめをする側の立場にあります。今、久保委員の話にもありましたように、たくさんの、22人の議員がおりますので、質問で出てきたものを調整しておろしたり、やめてもらったり、もし

くは、ほかの人に移行したりと、日ごろ大変申しわけなく思っているわけです。皆さん決して質問がないわけではなくて、22人もおりますから、同じような質問がたくさん出てくる中で、それを調整しているということと、会期そのものの関係もあるものですから、会期がもっともっと延びるのであればいいですが、会期を現状のままとする中で、時間を延ばすと一私たちには大会派の誇りもありますので、会期中で納まるように、いろいろな調整を大きくしているところなのです。これ以上、質問の持ち時間を延ばすということでありますと、私たちの質問時間はさらにいろいろな意味で調整がかかったりすることもあります。私どもの内情としましては、本当に、それぞれの議員が自分の質問を、バトンを渡すように、自分はこれをおりるから、ほかの議員に渡すという感じで総合的に調整している一面がありますので、その面をしっかりと理解した上での御意見をいただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

佐藤委員

まず、公明党といたしまして、今回のこの一般質問における年間の持ち時間については、今年度、6月議会から1人当たり年間

120分と、この議会改革検討調査会で大きく拡大をしてスタートしました。議会ですので、当然、一定のルールの中で一周年議会ですとか、根本的にルールを変えてしまえば、また別ですけれども、先般の議会運営委員会においても、現実的に120分にしてみたら、4日目も予備日ではなくて、正式に一般質問の日にしていこうとされました。要するに、まずは1年間やってみて、いろいろな改善をしていこうと、そういう中で、先ほどの分割質問であるとか、残り時間の表示の件もありましたけれども、先ほど有澤議員が話をされた中にもありましたように、時間ばかりにこだわるのではなくて、その限られた一定のルールのもとで、我々は議会人として、それこそ市民の負託を受けた議員としての誇りを持って、いかに効率的に質の高い質問をするのか。もちろん、市民にもわかりやすい議会であったり、一般質問であったりということも、まだ徹底的に検証なり勉強なりをしていく期間だろうというふうに思います。議論を重ねた結果、まずは1年間やってみましたが、基本的には我々の会派についても、いろいろな反省点が現実にあります。一問一答方式の件だとか、いろいろな件をもう一度精査して、より質問の質を高めて

いこうということで、他会派の皆さんのことを考えても、とりあえずこの120分という拡大をした中での有効な活用がまだまだできるのではないかと思います。ただ時間さえ延ばせばいいということではないというような結論でありましたので、この5番目の項目については、6月定例会から拡充をしまして1人当たり年間120分の現状どおりということで、私どもの公明党としての意見とさせていただきます。

大島委員

今、副座長から大会派の誇りということを言われましたので、少数会派の意地もちょっと言っておきたいと思います。例えば自民党さんみたいな大きな会派ですと、代表質問ができて、質問の内容の調整ができるのですが、一般質問は、その大きな会派からの順番になります。そのときに、後から質問をする会派なり議員の中で、同じ質問がかぶったときに、自民党さん会派と協調ということができるわけもないし、例えば私が30分の持ち時間の中で、幾つかの項目を少なくやっているのは、やはり、質問がかぶった場合のリスクを考えているわけなのです。前の大きな会派の方がさきに質問をされて、同じことを聞いて、同じような答弁になると一般質問の意味がほとんど

なくなる場合もあります。全部の会派で一般質問の調整ができるかのかといえ、それはできないわけです。そういうことを含めて、やはり1回の定例会で30分しか質問ができないということは、非常にリスクがあるのだということだけはわかってほしいということ、久保委員にも一言申し添えたいなと思います。

久保委員

大変申しわけないのですが、同じことを聞いて、同じ答弁が返ってくるということは、私たちの会派にとってみれば、自分たちで調査・研究をして、他会派よりも鋭い、本質をついた議論をしていけば、決して同じ答弁にはならないのではないかなと思っています。私たちは、政務活動費もしっかりと使いながら調査・研究を重ねていますので、大島委員が言われるような、前の議員が質問をしたという質問の項目自体が同じであっても、本質が違うということは当然あるわけなので、そういったことを言われることについては、議員として、もっともっと深掘りをしていけば、同じ到達点にはならないのではないかというふうに思います。あと、ほかの会派、ほかの議員の方の中には、例えば質問と答弁を合わせて15分で終わる方もいらっしゃるわけで、やは

り与えられた時間を議会としてしっかりと使い切って、中身をもっと上げていくということについて、まだ伸びしろがあるというふうに私は思いますので、今の時点では、この議論は必要ないのかなと思います。

大島委員 御忠告ありがとうございました。十分、勉強をさせていただきます。

木下委員 今回の提案なのですけれども、まず、年間単位ということに引っかけるところがあります。1年間で120分の持ち時間になっていたとしても、実際のところ、いつの議会にどんな内容でどれだけの時間で質問するのかということは、本当はその定例会ごとに考えるということが議員にとっては一番やりやすいのではないかと私は思うのです。前もって年間で決めてしまうと、例えば、質問するのかどうかわからないのに、3月議会に質問時間を取っておこうということになってくるのです。そうすると、それはどうなのかということも感じます。それと、今、こういった持ち時間の話になっているのですが、以前に中核市の一般質問の発言時間や発言回数の制限について、事務局に調べていただいた資料があります。これをまた見直してみたのですけれども、



例えば高崎市ですと、質問日数を4日間として、トータルの総質問時間というものをそこで決めてしまうのです。それで、20人だとか30人という質問者数で総時間を割って、均等に配分するというやり方をやっているそうです。なので、今回、5項目目としてこのテーマがあるのですけれども、本来、このテーマはかなり深いテーマであると思います。先ほど上野委員がおっしゃったのですけれども、今の富山市議会では議案の質疑と一般質問が一緒になっているということがあります。これを分けて総括質疑という形で、市長の提案理由説明の後すぐに議案の質疑をやっているところもあります。まだ6月議会まで時間がありますから、他都市の事例をいろいろと研究して、もっと多角的に話し合ってもいいのではないかなと思います。

座長 議案の質疑と一般質問を分けるという議論については、8月29日の議会改革検討調査会で一定の方向性が出ておりますから、持ち出さないようにしてください。

村石委員 佐藤委員が言われるように、1年間やってみて、その中から次にまたみんなで考えましょうということ、これについては賛成で

す。1年間、3回の定例会で30分ずつやってきたその中で、30分ではやはり足りないということが、議員の実感なのです。要するに当局の行政をチェックする、政策提言をするということをしていくためには、30分では足りないということを実感したからこそ、我が会派としては45分の持ち時間が必要だということを言っています。ちなみに公明党で選択された質問時間を見てみると、45分以上—45分か60分です。それだけあれば、集中していろいろな質疑応答ができるという思いで、45分か60分を選択されたと思うのです。しかし、少数会派の人がそういうことができるのかというと、なかなか難しいということも理解していただきたいと思います。

尾上委員

今、村石委員が言われたように、十分な議論をしたければ、60分を選択されればいいと思っているのです。なのに、30分しか選択していないということは、1つに—みなさんは時間、時間と言われていますが、その時間をいただきたいという意味的なものが、私には非常に……。私たちの会派では、順番に60分ずつ質問するようにしているのですけれども、それは、今言われたように、60分の持ち時間があれば深い議

論もできるという思いがあってそうしているのです。何か定例会ごとに顔を出さなければだめですというようにしか、私には聞こえないのです。60分の質問を2回して、1回当たりの質問時間が足りないのだと言ってもらえれば、120分で足りないのであれば、もう少し伸ばしてあげればいいのではないかと思えるのですけれども、30分ずつを選択して、議論が深まらないと言われても、全く通じないというか、心に響かないというか、そういうふうに私は思うのです。顔を出すだけが私たちの仕事ではなく、もっと裏で当局と対抗できることもたくさんありますし、一般質問をするだけが仕事ではないと思います。そういったことも考えながら、今までの私の質問を棚に上げて言わせていただきますが、もっと有効な、市民に響くような質問をするべきではないかというふうに私は思っております。

佐藤委員

先ほど御指名をいただきましたので。30分では足りないという思いも、私も個人的には十分理解をいたします。ただ先ほど出ましたとおり、私どもの会派も、はっきり言って、1年間の流れを見ても反省点はいっぱいあるのです。その上で、先ほど大島委員の話もありましたが、一定のルールの

中で、会派として代表質問—公明党もありますし、社民党さんもあります。代表質問をしたいのであれば、他都市を見ればどこでも、1人会派ではなくて、4人で組んで代表質問をしているというところはいっぱいあります。代表質問をやるような一定のルールの中で、自分の意見を言い、あとは議会ですので、やはり市民の代表者として、本当にもむべきものをもむ。会派だからどうのこうのという平行路線が最初にありきでは決してなくて、質問においても個人のテーマにおいてだとしても、仮に同じようなテーマであれば、私の調査・研究してきた内容を同じ会派の方に、例えば、これも質問をしてくれといったような中で、質問の選択時間を60分にしたり45分にしたりして、より実りのある時間の中で、市民にも理解しやすいような質疑応答にしたいという思いであります。私たちも、もっともっと研究をしようという意味で、先ほども申し上げましたが、実際に30分ずつ全部の定例会に質問をするということは、現実的に厳しいと思うのです。私でしたら、申しわけないのですが、休みのときをちゃんとつくって、45分なり60分なりを選択して質問するだろうなということを含めて、先ほど久保委員もおっしゃったように、

まだまだ今のこのルールの中で、もっと議員が本気になって、市民にわかりやすいようなテーマのあり方だとか、質問の仕方だとかは、まだまだ我々も十分に検証する必要があると思うのです。本当に申しわけないのですけれども、時間だけをただ延ばしていても、ともすると何を聞いているのかわからないだとか、だらだらと聞いているとかという批判も一質問ですから、クエスチョンだけ聞いていけば何十件も聞けるわけですよ。それでずっと聞いていけば、結局1問しか聞かないというようなことも、それぞれの議員さんの考えのもとでやっていることだと思うのです。恐縮なのですけれども、そういったことを踏まえて、本当に今のこの120分の中で、また、会派を組むというこの制度設計の中で、こういった質問ができるのかということは、まだまだ掘り下げていく必要があるのかなと思っていますので、私どもの会派としては、現状のままでいきたいという思いであります。

上野委員

今ほどたくさんの委員の方から御意見をいただいて、改めて感じているところなのですけれども、今、現状としては会派ごとに与えられている時間数なのですが、議会は議員一人一人の集合体で、その中でも会派

という一この言葉が適切かどうかわかりませんが、少し政策チーム的な形でまとまっている集団があります。その中で行われる一般質問が、会派として疑義をたずよなものであるのか、もしくは、議員一人一人、個々の意向も含めた形であるのかといったことも、このテーマには少しかかってくるのではないかなというふうに感じています。それが例えば、代表質問と一般質問の違いは一体何であるのかといったところにもつながってくると思います。ですので、確かに時間数だけの問題ではないと私自身も思っています。質問の向上であったり、例えば会派としてのあり方ということも含めて考えていく必要性があるのではないかなというふうに感じています。きょうではないのですけれども、せんだって、政策検討会議を設けてはどうかという別の議論もありましたが、そういった形で、例えば会派を超えた形で協力するといったこともできると思いますし、この質問の時間数だけの議論ではなくて、そうしたことも含めた形で議論していただければいいのかなと思います。今回のことに関しては、質問の時間数だけですので、議会運営上、現状としては確かに、ただ時間を延ばすということは難しいかもしれません

が、来年度、こういった形になるのかわかりませんが、議会としてのあり方について改めて考えていただければなと思います。

赤星委員

今、上野委員がおっしゃったように、一般質問は議員個人のものなのか、会派としてのものなのかということは、やっぱり大事だと思うのですよね。一般質問は、あくまでも議員一人一人の権利であります。会派は政策の近い人たちがまとまってつくっているものです。一人一人の議員の質問の中にも、そういった会派の考えが出てくることは当然ですが、そもそも一般質問は議員個人の権利である。それは絶対に譲れない根本だと思います。先ほど尾上委員が、なぜ60分を選択されないのかと言われましたけれども、60分を選択すると、どこかで質問できない議会ができるからですよ。それでいいのでしょうか。佐藤委員も、私だったらどこかで休みをつくってとおっしゃいましたが、毎議会、そのたびに質問する必要があることが出てくるのですよ。言論の府ですから、議論して何ぼなのですよ。裏でやっているからとか、質問だけが仕事ではないということは何かおかしいと思います。時間だけにこだわるのではなく、そ

もそも時間がなければ質問できないのですよ。だから言っているのです。一人一人の議員に十分な質問時間が毎回保障されるようにしてほしいと言っているのもあって、60分まで誰でもできますよという中で、短くてもいい方は、私は今回短く終わりますということでも、それはそれでいいのですよ。そういうことを申し上げているのです。

久保委員

まず、赤星委員が言われる議員個人の権利ということは、どこに示されているのでしょうか。私は、会派で調査・研究もしていますし、政務活動費は会派に支給されていますから、会派の中で勉強会等もやっているわけです。質問時間が議員個人の権利ということは、一体何を理由に言っておられるのか、これは会派に与えられているものと考えてもいいのではないかと思います。例えば、国会でもそうですよね。会派として質問をしていて、全ての議員に時間が与えられているわけではないのですよね。ですから、まずその根拠を教えてくださいと思います。

赤星委員

それは事務局に確認したいのですけれども、自治法とか、発言については会議規則でも



ありますよね。ちょっとお待ちください。

座長 時間がかかりますので、進めます。

村石委員 久保委員の話に簡単に答えますと、政務活動費の使い方について、全国市町村……

座長 ぶれないで、一般質問の件に限ってください。いろいろな話になってしまいますので、このことについてのみ、お願いします。

村石委員 要するに、議員は質問するときに、政務活動費を使って質問をするわけですがけれども、準則には3つ掲げられているのです。会派で使うのか、会派及び議員に支給するのか、議員個人に支給するのか。

座長 政務活動費についてはやめてください。

村石委員 関連するから言っているのです。そういうことがあるので、議員個人で調査・研究をして、議員個人で発言をすることもあるということなのです。

座長 座長としての思いですが、そもそもこの議員に年間の持ち時間の時間割りをした前提は、本会議でケーブルテレビ中継を入れよ

うということから、議員それぞれの平等、公平性を保つために議員個々の質問時間を決めただけなのです。ですから、今、言っておられるのは、議員はそもそも個人だから質問をしてもいいのだということですが、それはいいのです。ただ、時間を決めただのは、議員38人がマスメディアに、あるいは議会を公開するとき、平等な形に決めましょうということでスタートしたのです。何か聞いていると、小さな会派だから質問が遮られているとか、大きな会派では時間が余るのだから、その分をくれというような話を想像的に言っておられるのではないかという気がします。そういうお話はやめていただきたいのです。ただ、正直なところ、佐藤委員も言われたとおり、先日の議会運営委員会において毎定例会、通常4日間一予備日をなくして、4日間を一般質問の日としていくことに決めました。これ以上質問時間を延ばして、本当に物理的に議会を運営できるのかどうなのか。やはり限られた時間の中で、今の課題は何なのか、当局に問うべきことは何なのかということも、一方で議論をしていかななくては、自己主張とか権利とか、そういうことばかりに執着して、何か本来の目指すところ、あるいは物理的に限られているところ一毎日で

もできるのだという誤解を招きかねませんから、今、限られた時間の中でどう効率的にできるのか。それぞれ意見はあるかと思いますが、最初のスタートは38人がみんな平等で、30分、45分、90分という段階を踏んで、今、120分という年間の質問時間の形があるのだというふうに思っています。少し流れを整理していただきながら、個々の議員の権利を主張されるというルールだろうと思っていますから、そのことを少し認識しておいてほしいなと思います。いろいろと議論をいただきました。ありがとうございました。今の議論は平行線ですので、現状どおりということで、きょうはまとめたいと思います。

木下委員

一般質問については、今、いろいろな方の意見をお聞きして、大きな会派に所属している方、少数会派の方、それぞれに質問に関する定義や考え方に違いがあると思いました。それで、先ほどもお話をさせていただいたのですが、6月議会までもう少し時間がありますから、他都市の一般質問のやり方、時間の持ち方等も研究して、もう少し研究を深められないかと思っていますのですが、いかがでしょうか。

座長                   それは随時、常時やっていただきたいと思います。

それでは、現状どおりとして、議長に報告させていただいてもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長                   それでは、そのようにさせていただきます。改選から、きょうで延べ8回目の調査会となりました。定例会の月を除いた8カ月で、皆さんの御協力によって審議を進めさせていただきました。今年度の当初に、皆さん方、各会派から、いろいろな検討項目を出していただきました。50以上というかつてない検討項目がありまして、こんなにいっぱい出してもらって、どう対処をすればいいのかわかりませんでした。長期にわたる課題や施設・設備関係については残っておりますけれども、限られた時間で随分と協力をいただいて、前進をさせていただいたと思っております。今ほど議論をした120分という質問時間については、昨年5月の調査会で決めて、平成29年6月議会から120分としてスタートを切らせていただいておりますし、各委員会の議事録をホームページに掲載するということについても、皆さん方の提案から出てきたもので

あります。このようなことも、大きな成果であったと思います。合意形成をしながら、自己研鑽に努めて生かしていければありがたいなと思います。本日まで8回の協議、みなさん本当にありがとうございました。以上で、本日の協議事項は、全て終了しました。

本日御協議いただいた項目につきましては、正副座長から議長に協議結果を報告することといたしますので、御承知おき願います。また、これまでの8回の調査会においてまとめたこと、議長に報告したことについては、皆さんのお手元にもあるかと思いますが、少し取りまとめたものを後日改めてお配りさせていただきたいと思います。

これをもって、本日の議会改革検討調査会を閉会いたします。

平成30年2月20日  
議会改革検討調査会記録署名

座 長 柞 山 数 男

署名委員 上 野 蛍

署名委員 木 下 章 広